

令和 6 年 4 月 1 0 日

保護者の皆様へ

佐世保市教育委員会

令和 6 年度学校給食費に関するお知らせ

日頃から学校給食にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度の給食費の額や納期限など必要な手続きについて、お知らせします。

1. 給食費の額及び納期限について

①令和 6 年度の給食費は次のとおりです。食材費の高騰に伴い、令和 5 年度に給食費の改定を行っております。… (ア)

ただし、児童・生徒の給食費につきましては、令和 5 年度に引き続き、令和 6 年度のみの特例措置として、物価上昇分の給食費は公費で負担することとします。(徴収する給食費は令和 4 年度・令和 5 年度の保護者負担額と同額です。) … (イ)

※令和 7 年度以降の保護者負担は下記 (ア) の金額となりますので、ご承知おきください。

【令和 6 年度】給食費… (ア)

区分	月割額	1 食単価	年間基準実施回数
小学校及び義務教育学校前期課程	4,630 円	265 円	192 回
中学校及び義務教育学校後期課程	5,500 円	325 円	186 回

【令和 6 年度】特例措置に伴う保護者負担額… (イ)

区分	月割額	1 食単価	年間基準実施回数
小学校及び義務教育学校前期課程	4,000 円	230 円	192 回
中学校及び義務教育学校後期課程	4,700 円	280 円	186 回

※学校行事に伴う給食実施回数の変更があった場合等は、これまで同様、3 月の給食費で調整を行います。

また、3 月分 (1 1 期) の給食費については、『1 食単価×年間実施回数 - 1 0 期までの請求額合計』で算出するため、実施回数によっては月割額を超えた請求額になります。

年間実施回数は、所属する学校の該当学年の最大回数を基準として使用します。

②給食費は年 11 期に分けて、各期に上記の月割額を納付していただきます。口座振替の場合は、納期限日に引き落としをします。※納期限日が土日祝の場合は、翌営業日となります。

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
喫食月	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8・9 月分	10 月分
納期限	5月28日	6月28日	7月28日	8月28日	9月28日	10月28日
期 別	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	
喫食月	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分	3 月分	
納期限	11月28日	12月28日	1月28日	2月28日	3月28日	

2. 口座振替の手続きについて

- ①給食費の納付方法は、原則「口座振替」です。一度口座振替の手続きを行うと、引き落とし口座の変更や名義変更がない限り、佐世保市立中学校卒業まで自動的に継続されます。
- ②口座振替の手続きがお済でない方は、お早めに手続きをお願いします。手続き方法は、学校から「佐世保市学校給食費 口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」用紙を受け取り、必要事項をご記入のうえ、直接、金融機関に提出してください。口座振替ができる金融機関は次のとおりです。

①十八親和銀行 ②福岡銀行 ③佐賀銀行 ④西日本シティ銀行 ⑤佐賀共栄銀行 ⑥長崎銀行
⑦九州ひぜん信用金庫 ⑧九州労働金庫 ⑨西海みずき信用組合 ⑩ながさき西海農業協同組合
⑪九州信用漁業協同組合連合会 ⑫ゆうちょ銀行（郵便局）

※金融機関で口座振替の手続きをした場合、口座振替依頼書の学校保健課保管分（3枚複写の2枚目）は金融機関から佐世保市へ送付されますが、まれに、お客様保管分と一緒に学校保健課保管分もご本人に返却される場合があります。学校保健課保管分が佐世保市に到着しないと口座振替を開始することができませんので、万が一、**学校保健課保管分をお持ちの場合**はお手数ですが、すみやかに教育委員会学校保健課までご連絡ください。

- ・口座振替ができない特別な事情がある場合は、納付書を送付しますので、納付書裏面に記載の、市役所（支所）や金融機関、コンビニエンスストアで納めてください。

3. 病気、その他の理由により連続7日以上（土日祝を除く）欠席するとき

- ①給食を停止する場合は、事前に学校に連絡のうえ、「学校給食停止届」を学校に提出してください。学校への連絡が遅れると、食材のキャンセルが間に合わず給食費の減額ができなくなります。なお、給食停止の連絡が無い場合は、給食を食べていなくても給食費は発生することになります。
 - ②給食を再開する場合は、事前に学校に連絡のうえ、「学校給食再開届」を学校に提出してください。
 - ③「学校給食停止届」や「学校給食再開届」の用紙は、学校から受け取ってください。
- ※急な欠席など連続7日未満の欠席の場合は、減額の対象となりません。

4. 食物アレルギーがある場合の給食費について

給食の一部を停止（牛乳を飲まない、すべてのパンを食べない）する場合は、提供を受けない分を減額した給食費を納付していただきます。

5. 市外転出の際の給食費について

市外転出の際は、転出日までの喫食数に応じて算出された給食費を納付していただきます。

【問合せ先】 佐世保市教育委員会学校保健課 TEL 24-1111(内線 3153・3154)